

公益財団法人日本学生航空連盟特定資産管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下「学連」という。）会計処理規程第38条に基づき特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(特定資産の保有に係わる理事会承認手続き)

第2条 学連が特定資産を保有しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。

(特定資産の設定)

第3条 学連は公益事業の執行を確保する為、別に定める、特定資産（基金）に関する個別規則により設定する。

(特定資産の管理・運用等)

- 第4条 特定資産は、貸借対照表及び財産目録にて、他の資産と明確に区分して管理する。
- 2 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
 - 3 前項にかかわらず、目的外の取崩を行う場合には、理事会の決議及び当該特定資産規則の支出の規定に基づき行う。
 - 4 特定資産は、別に定める「会計処理規程」、「財産運用管理規程」に基づき、管理・運用を行う。

(特定資産の公表)

第5条 特定資産の概要については、定款第8条第1項の規定に基づく書類を作成し、事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年11月17日から施行する